

# 令和3年度定例監査

## 措置事項

指摘事項	指摘事項に対する措置
<p>1 予算の執行</p> <p>歳入については、地方自治法及び同施行令の規定により、適正な収入科目で調定をしなければならないが、県の交付金について、県支出金で調定すべきところ、諸収入で調定していた。</p> <p style="text-align: center;"><b>観光交流課</b></p>	<p>指摘を踏まえ、速やかに調定しました。併せて、同じ誤りがないか点検し、誤りがないことを確認しました。</p> <p>また、課内全職員で共通理解を図るとともに、今後は担当者、経理担当、係長等で確認を徹底することとしました。</p>
<p>2 収入事務</p> <p>領収印については、宇都宮市会計規則の規定により、会計管理者にあらかじめ協議の上作成し届けなければならないが、手続を経ず作成し使用していた。</p> <p style="text-align: center;"><b>財政課</b></p>	<p>指摘を踏まえ、速やかに領収印届を出納室に提出しました。併せて、同じ誤りがないか点検し、誤りがないことを確認しました。</p> <p>また、会計規則や収入事務マニュアルについて、共通理解を図りました。</p>
<p>3 支出事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歳出予算の執行については、宇都宮市予算規則の規定により、支出負担行為決議書を作成しなければならないが、広告掲載業務の契約を締結したにもかかわらず、作成していなかった。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>公営事業所</b></p>	<p>指摘を踏まえ、速やかに支出負担行為決議書を作成しました。併せて、同じ誤りがないか点検し、誤りがないことを確認しました。</p> <p>今後はチェックシートの作成と、その活用により契約締結後の負担行為漏れ等がないよう確認を徹底することとしました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊勤務手当については、宇都宮市職員の特殊勤務手当に関する条例に定められた業務に従事した職員に支給しなければならないが、同業務に従事したにもかかわらず、支給していなかった。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>環境保全課</b></p>	<p>指摘を踏まえ、速やかに特殊勤務手当を支給しました。併せて、同じ誤りがないか点検し、誤りがないことを確認しました。</p> <p>また、根拠法令、市のマニュアルについて共通理解を図りました。</p> <p>今後は、業務内容と特殊勤務手当の該当の有無について、担当者、係長など必ず複数名での確認を徹底することとしました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>時間外勤務手当については、宇都宮市一般職の職員の給与に関する条例及び宇都宮市職員の給料等の支給に関する規則の規定により、適正に算出し支給しなければならないが、支給していなかった。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>廃棄物施設課</b></p>	<p>指摘を踏まえ、速やかに超過勤務手当を支給しました。併せて、同じ誤りがないか点検し、誤りがないことを確認しました。</p> <p>今後は、担当者、係長での翌月初めの庶務事務システムの月締め処理により、申請漏れの確認を徹底することとしました。</p>

指摘事項	指摘事項に対する措置
<p>4 契約事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予定価格調書については、宇都宮市契約規則の規定により、適正に作成しなければならないが、業務委託について、予定価格と比較価格を逆に記載していた。</li> </ul> <p style="text-align: center;">経営管理課</p>	<p>指摘を踏まえ、当該書類及び契約の有効性について確認するとともに、同じ誤りがないか点検し、誤りがないことを確認しました。</p> <p>また、本指摘内容を重大なことととらえ、速やかに、今回の誤りに即したチェックシートを作成しました。</p> <p>今後は、このチェックシートの課内での使用を徹底するとともに、根拠法令、市のマニュアルについて共通理解を図りながら、契約事務を適正に処理することとしました。</p> <p>併せて、担当者、経理担当、係長、決裁者で内容の確認を徹底することとしました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>予定価格調書については、宇都宮市契約規則に定められた場合のみ作成を省略することができるが、建物等小破修繕について、定められた場合に該当しないにもかかわらず、作成を省略していた。</li> </ul> <p style="text-align: center;">生涯学習課 廃棄物施設課</p>	<p>指摘を踏まえ、速やかに予定価格調書を作成するとともに、予定価格調書を省略できる条件について共通理解を図りました。併せて、同様の誤りがないか点検し、誤りがないことを確認しました。</p> <p>また、根拠法令、市のマニュアルについて共通理解を図りました。</p> <p>今後は、担当者、経理担当、係長、決裁者で内容の確認を徹底することとしました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>随意契約による物品の修繕については、宇都宮市予算規則の規定により予算の執行の際に執行伺書を、宇都宮市契約規則の規定により見積合せの際に予定価格調書をそれぞれ作成しなければならないが、機械器具修繕について、これらを作成していなかった。</li> </ul> <p style="text-align: center;">環境保全課</p>	<p>指摘を踏まえ、速やかに執行伺書及び予定価格調書を作成しました。併せて、同様の誤りがないか点検し、誤りがないことを確認しました。</p> <p>また、根拠法令、市のマニュアルについて共通理解を図りました。</p> <p>今後は、担当者、経理担当、係長、決裁者で内容の確認を徹底することとしました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>請書については、宇都宮市契約規則に定められた契約のみ徴取を省略することができるが、建物等小破修繕について、定められた契約に該当しないにもかかわらず、徴取を省略していた。</li> </ul> <p style="text-align: center;">生涯学習課</p>	<p>指摘を踏まえ、速やかに請書を業者より徴取しました。併せて、同様の誤りがないかを点検し、誤りがないことを確認しました。また、根拠法令、市のマニュアルについて共通理解を図りました。</p> <p>今後は、担当者、経理担当、係長、決裁者で内容の確認を徹底することとしました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書には、地方自治法の規定により、双方が記名押印しなければならないが、業務委託契約書について、公印が押印されていなかった。</li> </ul> <p style="text-align: center;">生涯学習課</p>	<p>指摘を踏まえ、速やかに契約書に公印を押印しました。併せて、同じ誤りがないか点検し、誤りがないことを確認しました。また、根拠法令、市のマニュアルについて共通理解を図りました。</p> <p>今後は、担当者、経理担当、係長、決裁者で内容の確認を徹底することとしました。</p>
<p>5 財産管理事務</p> <p>備品については、宇都宮市物品管理規則の規定により、受入れ時に備品台帳を作成しなければならないが、参考図書について、備品台帳を作成していなかった。</p> <p style="text-align: center;">選挙管理委員会事務局</p>	<p>指摘を踏まえ、当該参考図書について速やかに備品台帳を作成しました。併せて、同様の誤りがないかを点検し、誤りがないことを確認しました。</p> <p>今後は、受入れ時の速やかな作成と、担当者及び局全体での確認を徹底することとしました。</p>